

藤沢駅南口周辺歩行者空間における回遊性等向上検討業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的及び趣旨

「藤沢駅南口周辺歩行者空間における回遊性等向上検討業務委託」（以下「本業務」という。）の委託業者を一定の基準で評価する公募型プロポーザル方式により選定するもので、本要領はそのために必要な事項について定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名称 「藤沢駅南口周辺歩行者空間における回遊性等向上検討業務委託」

(2) 業務内容 業務内容説明書（別紙1）のとおり

(3) 委託期間 契約締結の日から2027年（令和9年）3月19日（金）まで

(4) 予算の上限 10,430,000円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

※なお、上記の金額内で提案を募集するものであり、契約締結に関する予定金額ではありません。また、上記金額を超える提案は失格となります。

(5) 支払条件 業務完了払い

(6) 発注者及び提案募集事務局

ア 発注者 藤沢市長 鈴木 恒夫

イ 提案募集事務局

藤沢市 都市整備部 藤沢駅周辺地区整備担当

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466-50-3552（直通）

メールアドレス fj4-fujisawa-eki@city.fujisawa.lg.jp

※ ◎を@に置き換えてください。

(7) 本業務について、令和8年度予算が藤沢市議会において議決されない場合は、本プロポーザルは無効となる場合があります。なお、無効になった場合においても、事業者は市に対し、参加表明書や企画提案書の提出に当たって負担した費用等について請求できません。

3 事業者の選定方法

本業務を委託するにあたり最適な事業者の選定を、公募型プロポーザル方式により行います。この方式は、本業務の委託を希望する事業者を公募し、その参加者から提出される資料及びプレゼンテーション等により、本業務実施のための適性及び提案について審査し、最適な事業者を選定するものです。

4 提案者に要求される資格要件

参加者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

(1) 「5 スケジュール」の公募期間の最初の日（以下「公募開始日」という。）時点

で「かながわ電子入札共同システム」の令和7年・8年度競争入札参加資格認定（「一般委託」）を藤沢市長から受けていること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 公募開始日以降に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。ただし、契約締結日までに指名停止を受けた場合は、契約できないものとします。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の決定、民事者でないこと。ただし、会社更生法にあっては厚生手続き開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除くものとします。
- (6) 納付すべき国税及び地方税に滞納がないこと。

5 スケジュール

事業者選定までのスケジュールは、次のとおりとします。なお、プレゼンテーション実施等の日程が都合により変更となる場合は、提案募集事務局から参加申込者に連絡をします。

項番	内 容	期 間
1	公募期間	2026年（令和8年）3月4日（水）から 同年3月17日（火）まで
2	参加申込書の締切り	2026年（令和8年）3月17日（火）午後5時まで
3	参加資格の適否通知	2026年（令和8年）3月24日（火）までに電子メールで通知します。
4	実施要領等への質問の期間	2026年（令和8年）3月4日（水）から 同年3月17日（火）午後5時まで
5	質問に対する回答	2026年（令和8年）3月24日（火）までに電子メールで回答します。
6	技術提案書の提出	2026年（令和8年）4月6日（月）午後5時まで
7	書類審査（一次審査）結果の通知	2026年（令和8年）4月13日（月）までに電子メールで通知します
8	プレゼンテーション審査（二次審査）	2026年（令和8年）4月14日（火）から 同年4月20日（月）までのうち1日を予定
9	結果通知	2026年（令和8年）4月27日（月）までに文書で発送します（プレゼンテーション審査の日程に変更が生じた場合は、審査後7日以内に文書で発送します）

6 実施要領等の公表・配布

2026年（令和8年）3月4日（水）から藤沢市ホームページにて公表し、ダウンロードにて配布します。

7 参加表明

参加を希望される方は、「4 提案者に要求される資格要件」を確認の上、次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）：1部

イ 法人の事業概要がわかる案内等の資料（様式2）：1部

ウ 業務受託及び自社業務実績書（様式3）：1部

エ 予定管理技術者・照査技術者の経歴（「(様式4) 予定技術者の経歴等」）：各1部

オ 未納の税額がないことを証明するもの（最新年度又は直近の事業年度のもの）（納税証明書等）：1部

※法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税（市内に事業所がない場合は、法人市民税、固定資産税は不要）

(2) 提出書類の提出場所及び方法

ア 受付期間

募集開始から2026年（令和8年）3月17日（火）までの（土・日・を除く）のうち、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）。

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参又は郵送により提出してください。なお、郵送での提出の場合は、封筒等の表面に「藤沢駅南口周辺歩行者空間における回遊性等向上検討業務委託公募型プロポーザル参加申込書在中」と朱書きし、「一般書留」「簡易書留」「特定記録郵便」等の配達記録が残るものを指定し、受付期間内に電話にて提案募集事務局へ書類が到着しているかの確認を必ず行ってください。郵送の場合は2026年（令和8年）3月17日（火）必着とします。

(3) 参加資格の適否通知

参加申込書の提出者すべてに、2026年（令和8年）3月24日（火）までに電子メールにて通知します。

(4) 参加の辞退

参加申込書を提出後、辞退する場合は、参加辞退書（任意書式）を速やかに持参又は郵送にて提出してください。なお、本業務以外への影響は一切ありません。

8 質問及び回答

公募型プロポーザル実施に係る質問がある場合は、質問書（様式5）を提出してください。

(1) 質問

ア 受付期間

2026年（令和8年）3月4日（水）から3月17日（火）午後5時まで

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局に電子メールにより提出してください。メールタイトルを「公募型プロポーザル質問書」とし、電子メール送信後は、提案募集事務局へ電話で連絡をしてください。

(2) 回答

2026年（令和8年）3月24日（火）までに「7参加表明（3）参加資格の適否通知」において参加資格要件に適合していると通知した者全員に対し、電子メールで回答します。

9 技術提案書等の提出

「7 参加表明」により参加申込書（様式1）を提出し、参加資格に適合する旨の通知を受けた者は、技術提案書作成要領（別紙2）に基づき、次に掲げる提出書類を提出してください。なお、プレゼンテーション審査（二次審査）を公正に実施するために、特段の記載がないものについては、会社名やロゴマーク等、提案者を特定できる表示をしないこととします。

(1) 提出書類

①技術提案書等届出書（様式6）	1部
②技術提案書	A4サイズ 原本 1部、写し 10部 原本については、原本であることが分かるよう明記をしてください。 （詳細は、別紙2を参照）
③業務実施体制（様式7）	A4サイズ 原本 1部、写し 10部 原本については、原本であることが分かるよう明記をしてください。 ※協力会社がある場合について 協力会社が特定できる部分のみ提案募集事務局において非表示の処理をして審査委員に配布します。 ・協力会社記載欄 「会社名」欄を非表示処理します。 ・実施体制図 図中に協力会社名の記載がある場合、非表示処理をします。そのため、図中には会社名のみではなく従事する業務を併記してください。
④予定技術者の経歴等（様式4）	A4サイズ 原本 1部、写し 10部 原本については、原本であることが分かるよう

	明記をしてください。 ※参加申込書提出時の「予定技術者の経歴等（様式4）の予定管理技術者及び照査技術者の経歴書のみ提出してください。資格書の写しや業務実績等の添付資料は不要です。
⑤担当技術者の経歴等（様式8）	A4サイズ 原本 1部、写し 10部 原本については、原本であることが分かるよう明記をしてください。 （最大3人まで） ※資格証の写しや業務実績等の添付資料は1部
⑥見積書（様式9）	指定書式（記名押印したもの） 1部

※見積について、追加費用が発生する可能性のある旨の前提条件は原則認めません。

(2) 提出期限

2026年（令和8年）4月6日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

提案募集事務局へ持参又は郵送により提出してください。なお、郵送での提出の場合は、封筒等の表面に「藤沢駅南口周辺歩行者空間における回遊性等向上検討業務委託公募型プロポーザル技術提案書在中」と朱書きし、「一般書留」「簡易書留」「特定記録郵便」等の配達記録が残るものを指定し、受付期間内に電話にて提案募集事務局へ書類が到着しているかの確認を必ず行ってください。郵送の場合は2026年（令和8年）4月6日（月）必着とします。

10 書類審査（一次審査）

6者以上の事業者により技術提案書等を提出いただいた場合には、書類審査（一次審査）を実施します。書類審査の実施については、参加資格の適否をお知らせする際に併せて通知いたします。

(1) 審査方法

ア 審査方法

本市が設置する「藤沢駅南口周辺歩行者空間における回遊性等向上検討業務委託に係る事業者選考委員会」（以下「事業者選考委員会」という。）によるプレゼンテーション審査（二次審査）実施に当たり、提案募集事務局において書類審査を実施し、プレゼンテーション審査（二次審査）に進む事業者を5者選考します。

イ 審査基準

選考に係る評価項目及び着眼点は次のとおりとします。

評価項目	評価の着眼点	配点
① 参加事業者の実績	令和3年度以降の類似業務実績（※1）の数	10
	上記類似業務実績のうち、代表的なVRイメージ動画	20

	(※2)の品質 (※3)	
② 管理技術者の実績	令和3年度以降の類似業務実績 (※1) の数	10
③ 照査技術者の実績	令和3年度以降の類似業務実績 (※1) の数	10
④ 委託料見積金額	最も低い金額を提案する事業者を満点とし、その金額との比率を用い算出する (満点20点)	20
合計		70

※1 類似業務実績は次のとおりとします。

令和3年度以降にまちづくりで活用されたVRに関する業務を受託し履行した実績、または、自社業務としての実績を有すること。(現在履行中、業務実施中の案件については令和7年度末までの完了見込みの案件を含む。)

※2 代表的なVRイメージ動画については、WEB上で公開している場合は、URLを示すか、公開がない場合には、DVD等の媒体で提出すること。

※3 「品質」とは、精細さ、リアリティ、動画の滑らかさ等の要素を示します。

(2) 審査結果

審査結果は2026年(令和8年)4月13日(月)までに電子メールにて通知します。なお、見積額が「2 業務の概要(4) 委託料の上限」を超えているときには、書類審査(一次審査)実施の有無に関わらず失格の旨を電子メールで通知します。

1.1 プレゼンテーション審査(二次審査)

(1) 実施日時

2026年(令和8年)4月14日(火)から同年4月20日(月)までのうち1日(予定)の提案募集事務局が提案事業者ごとに指定した概ね30分間。詳細については、参加資格の適否通知時又は書類審査(一次審査)結果通知時にお知らせします。

※プレゼンテーション審査(二次審査)の日程については、変更する可能性がございます。変更の際は、改めてお知らせいたします。

(2) 実施場所

藤沢市役所を予定しております。詳細は上記(1)実施日時の通知時に併せて通知します。

(3) 時間配分

各事業者概ね30分程度(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度とし、準備時間は含みません。)とします。

(4) 出席者

本業務に従事する予定の者が主にプレゼンテーション及び質疑応答を行うものとし、出席者数は3人以内とします。

(5) 事業者の選定方法

ア 審査方法

事業者選考委員会の委員が、イの審査基準に基づき、提出された技術提案書等の内容及びプレゼンテーション、質疑応答について審査し点数化します。評価項目ごとの点数の合計を評価点とし、各選考委員の評価点の合計点において最も高い者を優先交渉事業者とし、2番目に高い事業者を第2位優先交渉事業者とします。この場合において、評価点の合計点と同じ者が2者ある時には、「イ 審査基準」の評価項目「提案事項(1)」～「提案事項(2)」の合計点(満点:90点)が高い者を優先交渉事業者とします。(同点の場合は、「見積額」が低い者を優先交渉事業者とします。)

なお、提案事業者が1者だった場合に限らず、各選考委員の評価点のうち二次審査の評価項目のみの平均点が75点未満であるときを除き、当該提案者を優先交渉事業者とします。

イ 審査基準

選考に係る評価項目及び着眼点は、次のとおりとします。なお、書類審査(一次審査)実施の有無に関わらず、書類審査(一次審査)の評価項目についても評価項目に加え、審査します。

評価項目	評価の着眼点	配点
参加事業者の実績、技術者の能力や実績等	一次審査項目	70
提案事項(1) VRイメージの構築	本業務におけるVRイメージ構築の目的、背景等の理解、および提案内容が本業務の趣旨に合致しているか。	25
	VRイメージの構築内容、システム操作性、データの特徴、構築範囲、及び委託期間終了後の利用しやすさなど。	25
提案事項(2) 合意形成支援の手法	ウォークアブル空間形成に向けた合意形成の重要性、プロセス、課題を理解し、本業務の趣旨に合致した提案となっているか。	20
	本業務内および今後の整備に向けた合意形成支援の手法の具体性、有効性、実現可能性、VRシステムとの連携、および独創性など。	20
質疑応答について	質疑応答の際に的確に回答できているか。	10
業務遂行について	業務実施のための体制は適正か。	15
	業務実施スケジュール(業務フロー)は適正か。	10
合計		195

(6) 選考結果

選考結果は、プレゼンテーション審査を実施した提案者全員に対して、2026年（令和8年）4月27日（月）までに文書で発送します。（1）の実施日時を変更した場合は、実施後7日以内に文書で発送します。また、本市ホームページにて優先交渉事業者を公表します。なお、各選考委員の評価点の合計点は事業者ごとに公開（事業者名は優先交渉事業者のみ公開）します。

（7） その他

プレゼンテーションに際しては、基本的に提出した技術提案書等に基づき説明を行うものとします。説明にあたり、VRアプリケーション等を用いることが必要な場合には、そのVRアプリケーション等を用いて説明することができるものとします。また、審査会場にはスクリーン・プロジェクター・HDMIケーブルなどの投影機器を準備するので、参加者は説明にあたり、資料のデータが入ったパソコンを持参すれば使用することができます。

1.2 契約の締結について

優先交渉事業者と協議し、地方自治法第234条（昭和22年法律第67号）に規定された随意契約の方法により速やかに「藤沢駅南口周辺歩行者空間における回遊性等向上検討業務委託」の契約手続きを進めるものとします。

（1） 契約期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月19日（金）まで

（2） 仕様の決定

仕様は、選考結果通知後、提案内容を踏まえ優先交渉事業者と協議をした上で決定します。なお、仕様の協議が不調となった場合や参加資格を満たさなくなった場合は、第2位優先交渉事業者と順次協議を行うこととします。

1.3 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とします。

（1） 提出物に虚偽の記載があるとき

（2） 2つ以上の提案を行ったとき

（3） 優先交渉事業者の選考時点において本実施要領の「4 提案者に要求される資格要件」に掲げる資格のない者が提案したとき

（4） 提案に関して談合等の不正行為があったとき

（5） 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案したとき

（6） その他、本市が提示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき

1.4 秘密保持義務

本プロポーザルを含む業務の実施に当たって、参加申込書を提出した事業者は次の事項を遵守してください。

- (1) 事業の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。本プロポーザル実施期間終了後及び職を退いた場合においても同様とします。
- (2) 事業の履行に係るデータを本市が指示する目的以外に使用し、第三者に提供してはなりません。また、本市の承認を得ずして、用紙、記録媒体等に複写し、又は複製してはなりません。
- (3) 本市から提供された入出力帳票及び媒体等の取扱いについて、作業員及び作業場所を特定し、情報の無断持ち出しの禁止を徹底すること。また、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備し、作業が終了したときには速やかに本市に返還すること。

1.5 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、再委託（業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせること）はできません。ただし、一部かつ業務の主要な部分を除き、第三者に委託又は請け負わせる時には、「協力会社」として技術提案書等で記載すること。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (3) 提出された書類等は返却しません。
- (4) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。
- (5) 技術提案書等の著作権は提案者に帰属しますが、本プロポーザルに関する事務での使用の権利は、本市が保有するものとします。また、「藤沢市情報公開条例」等関連規定に基づき公開その他本市が必要と認める用途に用いる場合、選定事業者の技術提案書等の全部又は一部を将来にわたり無償で使用するものとします。
- (6) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、藤沢市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。
- (7) 提案者は、技術提案書等において、第三者の著作権を侵害して作成されたものでないことを保証すること、また第三者の産業財産権等を使用する場合、自らの責任において承諾を得ておくこととします。
- (8) 本実施要領の公表の日から本業務の契約に至るまでの間、本市又はその関係者に対して、公正な執行を妨げるような行為一切を禁止します。
- (9) 本実施要領等に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、質問及びその回答を通じて行うものとします。
- (10) 事業者は、審査に対する異議を申し立てることはできません。また、審査に係る電話等による問合せには回答しません。
- (11) 本業務と一貫した考え方や方針で検討を深め、調整等を行う必要がある場合には、翌年度以降に随意契約を行う可能性があります。

以上